

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合に、生活関連等施設の安全に関する情報、対応状況等の把握に努める。

2 町長が管理する施設の警備の強化等

町は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、管理する水道施設の警備の強化その他安全の確保に関し、必要な措置を講じる。

(1) 安全確保に関する措置

武力攻撃のおそれが高まった時の措置

- ア 構内への出入り者の監視、管理を強化する。
- イ 構内の巡視、点検を強化する。
- ウ 県警察へ施設及び施設敷地周辺部の警備を要請する。
- エ 不測事態への対応手順の確認をする。
- オ 応急復旧体制や応急給水体制について確認する。
- カ 水源の監視を強化する。
- キ 備品、薬品の管理を徹底する。
- ク 水質管理の徹底、監視を強化する。

3 南越消防組合による支援

南越消防組合は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合でも、必要と認めた場合は支援を行う。

第2節 危険物質に係る災害への対応

1 危険物質等に係る災害防止のための措置

町長は、引火または空気中への飛散等により、人の生命、身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次の2から4までに定める措置を講じる。

| 種 別 | 対 象 |
|--------------------|---|
| (1) 危険物 | 消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る） |
| (2) 毒物、劇物 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。） |
| (3) 火薬類 | 火薬類取締法第2条第1項の火薬類 |
| (4) 高圧ガス | 高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く) |
| (5) 核燃料物質等 | 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。 |
| (6) 核原料物質 | 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料を除く) |
| (7) 放射性同位元素等 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。） |
| (8) 毒薬、劇薬 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。) |
| (9) 事業用電気工作物内の高圧ガス | 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作者（発電用のものに限る）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物)の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。 |
| (10) 生物剤、毒素 | 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。） |
| (11) 毒性物質 | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2項の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条および第27条において準用する場合を含む)または同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。) |

2 危険物質等取扱所の警備の強化

町長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めることができる。その際、県に対しその措置を講じたことを報告する。

3 措置の要請

町長は、1（1）に定める危険物のうち町の区域に設置される製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く）または町の区域のみに設置される移送取扱所において、貯蔵し、または取り扱うものについて、緊急の必要があると認めるときは、危険物質の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- (1) 消防法第12条の3に基づく、危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
- (2) 国民保護施行令第29条に基づく危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時停止または制限
- (3) 国民保護施行令第29条に基づく危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄
ただし、この措置には、指定行政公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る危険物質等に係る措置は含まない。

4 報告の求め

町長は、3の措置の講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

第3節 放射性物質等による汚染の拡大の防止

1 汚染の拡大を防止する措置

町長、南越消防組合の管理者は、武力攻撃に伴って、放射性物質、放射線、サリン等もしくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素または危険物質等による汚染（以下「汚染」という）が生じ、知事から協力の要請をされた場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で次の措置を講ずる。

- (1) 汚染され、または汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、もしくは禁止し、または当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- (2) 汚染され、または汚染された疑いのある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用もしくは給水を制限し、もしくは禁止すべきことを命ずること。
- (3) 汚染され、または汚染された疑いのある死体の移動を制限し、または禁止すること。
- (4) 汚染され、または汚染された疑いのある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- (5) 汚染され、または汚染された疑いのある建物への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該建物を封鎖すること。
- (6) 汚染され、または汚染された疑いのある場所の交通を制限し、または遮断すること。

2 名宛人に対する通知

町長、南越消防組合の管理者は、1（1）から（4）の措置を講ずるときは、当該措置の名宛人に対し、当該措置を講ずる旨、理由、内容等を通知しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名宛人に通知をすれば足りる。

3 措置の内容等の提示

町長、南越消防組合の管理者は、1（5）から（6）の措置を講ずるときは、適当な場所に当該措置を講ずる旨、理由、内容等を提示しなければならない。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、現場における指示を持って、当該措置の提示に代えることができる。

4 措置に必要な土地への立ち入り

町長、南越消防組合の管理者は、1の規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物または航空機（以下この節において「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお、その職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者または所有者に通知しなければならない。

他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 安全の確保

町長、南越消防組合の管理者は、その職員が汚染の拡大を防止する措置に従事するに当たり、安全確保に関し十分配慮する。

第4節 災害拡大の防止措置

1 町長による指示

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときまたは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを支持できる。

2 指示の要請

町長は、警察署長に対して、1の規定による指示の要請をすることができる。

第5節 退避の指示

1 退避の指示

- (1) 町長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から、住民の生命、身体もしくは財産を保護し、または武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋外への退避を含む）をすべき指示をすることができる。この場合において、必要があるときは、その退避先を指示することができる。

町長が退避の指示をする例：

国に武力攻撃が発生したという情報が伝わる前に、実際に武力攻撃が始まり、住民の安全確保を図るうえで、国からの住民避難の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合。

また、町長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

- (2) 町長は、退避の指示を行った場合は、南越消防組合の協力を得て、防災行政無線により住民に退避することを呼びかける。
- (3) 町長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を知事に通知する。

2 警察官等による退避の指示

町長は、警察官に退避の指示をすることを要請することができる。

第6節 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

- (1) 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるもの以外の者に対し、警戒区域への立入り制限、もしくは禁止、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

〔 例：ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合 〕

- (2) 町長は、警察官に対して、警戒区域を設定することを要請することができる。

第7節 消防に関する措置等

1 南越消防組合との連携

町は、南越消防組合が武力攻撃災害を防除するため、円滑に消火、救急救助等の活動を行うことができるよう、南越消防組合と緊密な連携を図る。

2 南越消防組合の活動

南越消防組合は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

この場合において、消防本部および消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下で消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

3 消防に関する措置

(1) 町が被災している場合

ア 町は、区域内における消火活動及び救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、町長は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請する。

イ 町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防長官の指示により緊急消防救助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図る等消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(2) 町が被災していない場合

町長は、被災地方団体の長等からの応援もしくは指示、消防長官庁からの指示、または相互応援協定等に基づき、消火活動及び救急救助活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4 医療機関との連携

町長は、南越消防組合とともに、輸送先の選定、輸送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた行動を行う。

5 安全の確保

(1) 町長は、消火活動および救急救助活動を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部および県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行なう。その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、関係機関とともに、現地対策本部を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行なう。

(2) 町長は、町が被災していない場合で、知事または消防長官から消防の応援等の指示を受

けたときは、武力攻撃の状況および予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防衛可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供および支援を行う。

- (3) 消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (4) 町長、消防長または水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第8節 防疫対策

1 防疫対策の実施

町は、武力攻撃災害に伴う、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生および蔓延を防止するため、被災地およびその周辺の防疫を実施する。この場合において、町の被害が甚大で町限りでは実施不可能である場合、県に応援を求める。

(1) 情報の収集および防疫活動の体制準備

町は、県健康福祉センター等関係機関との連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模および態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備する。また、必要に応じ、市町間で器材および薬剤の融通を行う。

| | |
|----|--|
| 人員 | 町長は防疫活動を実施するために必要と認めるときは、人員を雇用する。 |
| 器材 | 町が保有している消毒用噴霧機器を使用するが、必要に応じて取扱業者等から借上げを図る。 |
| 車両 | 町有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。 |
| 薬剤 | 町が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、取扱業者から購入する。 |

(2) 予防教育および広報

町は、パンフレットの配布や報道機関等の協力を得て、予防教育および広報活動を行う。

(3) 感染症予防対策の実施

町は、感染症の発生および蔓延を未然に防止するため、避難施設または衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

(4) 検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、町は詳細な現況報告などについて協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

(5) 感染症発生時の対策

町は、被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。

(6) 臨時予防接種

町は、県が実施する臨時予防接種の実施に協力する。

(7) 知事の指導および指示

知事が感染症予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族または昆虫等の駆除等の指示をした場合、町長は被災の規模、態様に応じその範囲および期間を定めてこれを速やかに実施する。

2 食品衛生の監視指導

町は、被災地における食品関係業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう県が実施する衛生監視指導等に協力する。

(1) 食中毒等事故発生の防止

町は、県健康福祉センターその他関係機関との密接な連携をとり、食中毒等事故の発生の防止に努める。

(2) 不良食品の販売供給の防止

町は、県健康福祉センターが実施する乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等の重点的監視および保存または製造されている食品の検査に協力し、不良食品の販売供給の防止に努める。

(3) 弁当等の供給時の措置

町は、避難所への弁当等の供給に当たって、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する
- イ 早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調節する
- ウ 避難者に対し、早期飲食を指導する

3 家畜の防疫

町は、被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況および防疫については、県の指導および指示に基づいて行うものであるが、調査、報告事項については県家畜保健衛生所と緊密な連絡をとり、被害の軽減に努める。

4 報告および記録の整備

(1) 町長は、防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録を整備保存する。

- ア 防災防疫活動状況報告書
- イ 防疫経費所要金額および関係書類
- ウ 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- エ 防疫作業日誌

作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省その他参考事項を記入する。

(2) 防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備確保する。

- ア 清潔および消毒状況記録簿
- イ 隔離状況記録簿
- ウ 防疫薬品資材受払簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫関係支払証拠書類および備蓄薬品等払出証拠書類
- カ 防疫関係機械器具修繕費支払簿

第9節 廃棄物対策

1 実施責任者

町長は、被災地におけるごみおよびし尿の収集、運搬、処分等廃棄物処理を実施する。この場合において、町限りで実施できないときは、県や他の市町村からの応援を得て実施する。

2 廃棄物処理

(1) 処理体制

ア 町は、被災地のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

イ 町長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特定地域においては、許可を受けていない者に、特例基準（*）で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせることができる。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

*特例基準・・・環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬および処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

ウ 町は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

エ ごみの処理は、可能な限り現有の体制で実施するが、町の処理能力以上のごみの排出量が見込まれ、町のみでは対応ができない場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、町長は、知事または近隣市町村長へ応援を要請する。

(2) 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設的能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

3 し尿処理

(1) 処理体制

町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合には、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

(2) 処理方法

ア 収集運搬

被災の状況に応じ、し尿処理委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的

に簡易便所を配置して、被災家族および事業所等から、し尿を能率的かつ衛生的に収集し処理場に運搬する。ただし、招集を要するし尿の量が、資料処理委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県および関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）および作業員を確保して収集運搬するものとする。なお、くみ取り料金の徴収はその状況により町長が定める。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理と同様にし尿処理施設において衛生的に処理するものとするが、一時的に大量のし尿が運搬され、し尿処理施設の処理能力を超える場合は、県を通じ、近接の市町村長に依頼し、依頼先の処理施設に搬入し処理するものとする。ただし、被災地が広域にわたり、かつ感染症が発生するなど、緊急処理を要する場合で、他市町村の処理施設を利用して処理する時間的余裕がないときは、処理施設選定基準により、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

4 死亡獣蓄処理

死亡獣蓄（牛、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、町および死亡獣蓄所有者が保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- (1) 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理する。
- (2) 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する
- (3) いぬ・ねこ・家きん類のへい死したものの処理についても、上記の方法による。

第10節 生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の確保

町は、武力攻撃事態等において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定供給に務める。

生活関連物資等

| 区 分 | 内 容 | |
|----------------|---|---|
| 生活 必需 物資 | 飲料水 | 飲料水、清涼飲料水 |
| | 食 品 | パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏肉、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品、粉ミルク |
| | 生活必需品 | 寝具、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、食器、バケツ、ガス、コンロ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、洋傘、雨合羽、ズック靴、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、紙おむつ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー |
| | 救急医療品 | 救急医療品 |
| 災害復旧用資材 | 亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス | |
| 災害復旧用器材 | ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり | |
| 防災業務用薬剤 | 化学消化剤、油処理剤、その他これに類するもの | |
| 業 務 用 資 材 | 石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの | |

2 物資の需給状況および価格動向の把握

町は、県および関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格および需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じて、その動向を把握し必要な指導を行なう。

3 生活関連物資等の価格の安定

町長は、生活関連物資が不足、または高騰し、もしくは、そのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者、または関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

4 応急復旧に関する支援

(1) 応急復旧

町長はその管理に係る施設および設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講ずる。

(2) 県に対する支援要請

町長は、(1)の応急復旧を行うにあたり、高度な技術を要し、また、物資資材が不足し、十分な措置を講ずることが困難な場合には、知事に支援を求めることができる。

第 1 1 節 補償および費用負担

1 収用等の処分に伴う損失補償

町は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- (1) 知事から救援の事務の委任を受け、町長が行う特定物資の収用および補完命令
- (2) 知事から救援の事務の委任を受け、町長が行う土地、家屋または物資の使用
- (3) 町長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用

2 損害補償

町は、次に掲げる町の協力要請を受けて国民保護措置の実施に協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障がいの状態となったときは、その者またはその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

- (1) 避難住民の誘導または復帰への協力要請
- (2) 救援への協力要請
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (4) 保健衛生の確保への協力要請

3 損失補てん

町は、次に掲げる県の総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって、町が損失を受けたときは、その損失の補てんを県に請求する。

- (1) 県対策本部長が町に対して行う総合調整
- (2) 知事が町長に対して行う避難の誘導または避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示

4 費用の負担

(1) 費用の負担

国民保護措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

町長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

(3) 国の負担

避難、救援および武力攻撃災害への対処の措置に通常要する費用ならびに本節に規定する補償等に要する費用で、町が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 町の職員の給料および扶養手当その他政令で定める手当

イ 町の管理および行政事務の失効に要する消耗品費、通信費その他の費用（国民保護措置の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く）

ウ 町が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

(4) 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 町の職員の給料および手当

イ 町の管理および行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（訓練の実施により増加し、また新たに必要となったものを除く）

ウ 町が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第 1 2 節 武力攻撃原子力災害への対処

1 武力攻撃原子力災害の発生時の通報

(1) 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合には、直ちに放射性物質または放射線が外部に放出され、または放出されるおそれがあると認める事実がある場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事等に通知することとされている。

(2) 町長が行う通知

町長はアによる通報又はアによる通報を受けた知事から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、及び知事に通報する。

2 応急対策等

(1) 武力攻撃原子力災害に関し町長が行う通知

町長は、知事から応急対策に関する通知があったときは、速やかに、次に掲げる者に、防災行政無線により、その内容を通知する。

ア 住民

イ 関係のある公私の団体

ウ 町の他の執行機関

(2) 飲食物の摂取制限

武力攻撃原子力災害時には、放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、町は、県、関係機関と連携し、汚染状況を把握しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。

(3) 安全への配慮

町長は、応急対策、事後対策、情報の収集等の措置を講ずる者の安全の確保に関し十分配慮する。

(4) 原子力事業者への要請

町長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請することができる。